

箕面市犯罪被害者等支援申請書

年 月 日

（宛先）箕面市長

申請者 住 所 _____
 氏 名 _____
 電話番号 _____
 犯罪被害者との続柄 _____

箕面市犯罪被害者等支援事業実施要綱に基づき、次のとおり申請します。

（□のうち、該当するものにチェックを入れてください。）

1. 見舞金

申請内容	<input type="checkbox"/> 遺族見舞金 <input type="checkbox"/> 傷病見舞金
添付書類	[傷病見舞金の申請の場合は要提出] <input type="checkbox"/> 犯罪被害者の傷病の状態を確認することができる書類（医師の診断書、退院証明書等） ※療養及び入院に係る日数並びに精神疾患により労務に服することができないと診断された日数を確認することができる書類（以下同じ。）

2. 日常生活支援

申請内容	<input type="checkbox"/> カウンセリング <input type="checkbox"/> 家事支援 <input type="checkbox"/> 一時保育費用 請求額 _____ 円
添付書類	<input type="checkbox"/> 犯罪被害者の傷病の状態を確認することができる書類（医師の診断書、退院証明書等） [カウンセリングの申請の場合であって、犯罪被害により傷病以外の被害を受けたときは上記の代わりに要提出] <input type="checkbox"/> 犯罪被害者が受けた犯罪被害の内容を確認することができる書類 [一時保育費用の申請の場合は要提出] <input type="checkbox"/> 一時保育費用を支払ったことを証する領収書の写し等

3. 居住の安定に向けた支援

申請内容	<input type="checkbox"/> 転居費用 請求額 _____ 円 <input type="checkbox"/> 家賃等 請求額 _____ 円
添付書類	[転居費用の申請の場合は要提出] <input type="checkbox"/> 転居に要した費用の額を証する書類 [家賃等の申請の場合は要提出] <input type="checkbox"/> 新たに入居する住宅の賃貸借契約書の写し

4. 上記1～3に関する共通事項

添付書類	<p>[申請者が、婚姻又は養子縁組の届出をしていないが犯罪被害者と事実上婚姻又は養子縁組と同様の事情にあった者の場合は要提出]</p> <p><input type="checkbox"/> その事実を認めることができる書類</p> <p><input type="checkbox"/> 下記の証明すべき事実を公簿等により確認することについて、申請者の同意（申請者が家族の場合にあつては、申請者及び犯罪被害者の同意）を得ているため、下記の添付書類の提出を省略します。 ※チェックがない場合は、省略不可。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>[申請者が犯罪被害者の場合]</p> <p>イ 犯罪被害者の住民票の写しその他の犯罪等が行われた時に市民であったことを証する書類</p> <p>[申請者が遺族の場合]</p> <p>イ 犯罪被害者の消除された住民票の写しその他の犯罪等が行われた時に市民であったことを証する書類</p> <p>ロ 犯罪被害者の死亡診断書の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証する書類</p> <p>ハ 申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書</p> <p>[申請者が家族の場合]</p> <p>イ 犯罪被害者の住民票の写しその他の犯罪等が行われた時に市民であったことを証する書類</p> <p>ロ 申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍全部（個人）事項証明書その他の地方公共団体の長が発行する証明書</p>			
申請履歴	<p>同一事件でこれまでに申請をしたことが 有 ・ 無</p> <p>有の場合 申請理由（ ）</p>			
振込口座	金融機関名			
	支店名			
	預金種別	普通・当座	口座番号	
	(フリガナ) 口座名義			
申請事項に係る調査等への同意	<p>箕面市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを、警察当局へ照会することについて同意します。</p>			はい・いいえ
申請事項に係る調査等への同意	<p>申請内容に虚偽がないことを認め、偽りその他不正の手段により支援の決定を受けたと市長が認めた場合は、見舞金若しくは助成金の返還又はカウンセリング若しくは家事支援に要した費用の請求に応じることに同意します。</p>			はい・いいえ
その他	<p>箕面市犯罪被害者等支援事業実施要綱に基づく見舞金以外の公的な補償はありません。</p>			はい・いいえ